

# 旅館業営業許可申請について

## <営業許可申請の手続きを要する場合>

- ・ 新しく建築物を建て、旅館を営業する場合
- ・ 既許可営業施設で、建築延べ面積の50%以上にわたる増改築、移転等をする場合
- ・ 既許可営業施設で、営業者が変わる場合（営業者が個人→法人、法人→個人となった場合も含む）（令和5年12月12日以前に事業譲渡が行われた場合）
- ・ 既存の建築物（用途が旅館以外のもの）の用途を変更して旅館を営業する場合
- ・ 既許可営業の種別を変更する場合（例 旅館・ホテル営業→簡易宿所営業）

## <旅館業許可申請のながれ>

### ① 事前相談、他法令の確認

- ・ 建設や改築工事等の前に、施設基準に適合するか図面にてご相談ください。  
→「構造設備の基準」、「玄関帳場（フロント）について」及び「入浴設備の構造設備基準」参照
- ・ 平成16年度以降施設基準が変わっています。既存旅館業の許可施設にて申請する場合は注意が必要です。
- ・ 旅館業法以外の法令（都市計画法、消防法、建築基準法、水質汚濁防止法など）について、関係機関に手続きの有無等についてお問合せください。



### ② 申請書提出 …「旅館業営業許可申請に必要な書類等の一覧」参照



### ③ 書類審査、現地調査



### ④ 許可または不許可の決定



### ⑤ 許可指令書の交付

土日、祝日、年末  
年始休暇を除く  
15日間以内

申請施設の敷地周囲おおむね100メートルの区域に学校や都市公園等がある場合、旅館営業施設の設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、当所から関係機関に対し意見を照会する必要があります。照会結果判明まで1箇月程度時間を要することがあるため、事前相談時に照会対象施設を把握出来た場合は申請前に「距離証明願い」の提出をお願いしています。

## <その他>

- ・ 温泉を利用する場合は、温泉法に基づく許可が必要ですので、併せてご相談ください。
- ・ 飲食の提供を行う場合は、当所食品衛生課にもご相談ください。

問合せ先	神奈川県平塚保健福祉事務所 生活衛生部 環境衛生課
所在地	〒254-0051 平塚市豊原町6-21
電話	: 0463-32-0130（代表） FAX : 0463-35-4025

<関係機関の問合せ先>

※お問い合わせの際は、旅館業許可申請予定である旨をお伝えください。

関係法令	地域	所管部署	電話番号	住所
消防法	平塚市	消防本部予防課	0463-21-3240	平塚市浅間町9番1号 本館3階
	大磯町	消防本部消防総務課 予防係	0463-61-0911	大磯町大磯 1075
	二宮町	消防本部消防課 予防班	0463-72-0015	二宮町中里 711-1
建築基準法	平塚市	建築指導課	0463-23-1111 (代)	平塚市浅間町9番1号 本館6階
	大磯町 二宮町	平塚土木事務所計画建築部 建築指導課	0463-22-2711 (代)	平塚市西八幡 1-3-1
都市計画法	平塚市	まちづくり政策課	0463-23-1111 (代) 0463-21-8781 (直)	平塚市浅間町9番1号 本館6階
	大磯町	都市建設部 都市計画課 都市計画係	0463-61-4100 内線: 221, 239, 243	大磯町東小磯 183
	二宮町	都市整備課 計画指導班	0463-71-5956	二宮町二宮 961
水質汚濁防止法	平塚市	環境保全課 環境指導担当	0463-23-1111 (代) 0463-21-9764 (直)	平塚市浅間町9番1号
	大磯町 二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部環境保全課	0463-22-9254 (直)	平塚市西八幡 1-3-1
屋外広告物条例 (※1)	平塚市	まちづくり政策課 都市景観担当	0463-23-1111 (代) 0463-21-8781 (直)	平塚市浅間町9番1号本 館6階
	大磯町 二宮町	平塚土木事務所計画建築部 許認可指導課	0463-22-2711 (代)	平塚市西八幡 1-3-1
土地利用調整 条例 (※2)		土地水資源対策課	045-210-3115	横浜市中区日本大通 1
風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に 関する法律	平塚市	平塚警察署生活安全課	0463-31-0110	平塚市西八幡 1-3-2
	大磯町 二宮町	大磯警察署生活安全課	0463-72-0110	大磯町国府本郷 207-1

※1 屋外広告物を設置する場合に関する法律又は条例です。

※2 事業者が市街化調整区域などにおける一定規模以上の開発行為を行う場合、法令に基づく許認可の前に県知事と土地利用に関する調整を行うことを義務づけた条例です。

集合住宅や別荘地等、管理規約が定められている場合は、営業許可後のトラブルを防止するため、旅館業営業について禁止されていないことを事前にご確認ください。